



平成18年5月19日

各位

会社名 田村大興ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉岡 正紀  
(コード番号 6675 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 島田 俊治  
(03)5791-5511

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第3回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの事業内容の多角化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に定める事業目的を追加し、併せて現行定款第2条第1項第1号を繰り下げるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下、この変更理由において「会社法等」という。)の施行に伴い、次のとおり変更するものであります。

新たに定款に定めをおくことが必要とされる事項について、定款変更案第4条(機関)および同第7条(株券の発行)を新たに新設するものであります。

定款変更案第10条は、単元未満株式についての権利を定める規定を新設するものであります。

定款変更案第14条は、株主総会の招集地を東京都と定めるものであります。

定款変更案第16条は、株主総会参考書類等のインターネットによる開示に関する規定を新設するものであります。

定款変更案第18条は、株主総会において株主が議決権の代理行使を行う場合における代理人の数を定めるものであります。

定款変更案第25条は、取締役会の書面または電磁的方法による決議が認められましたので、規定を新設するものであります。

定款変更案第34条は、利益配当金の基準日の規定である現行定款第29条第1項を、期末配当の基準日に関する規定に改めるものであります。

定款変更案第35条は、利益配当金の除斥期間の規定である現行定款第29条第2項を期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間の規定に改めるものであります。

- (3) その他、表現および引用条文を会社法等にあわせるための変更ならびに条数等を変更するものであります。
- (4) 現行の付則につきましては、すでに規定の目的を達し、現在では不要となりましたので、これを削るものであります

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以上

(下線は、変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 次に掲げる機械器具、その部品・付属関連機器および周辺装置の製造および販売</p> <p>電気・電子通信機器、情報通信機器 計数器、測定器など各種電気・電子計測機器 自動制御装置、自動販売機、運賃等自動収受機、電気・電子制御機器 音響機器、事務用機器、印刷機器、家庭用電気・電子機器</p> <p>(新設) (新設) 半導体、プリント配線板</p> <p>(2) } (条文省略)</p> <p>(17) 2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) 次に掲げる機械器具、その部品・付属関連機器および周辺装置の製造および販売</p> <p>電気・電子通信機器、情報通信機器 計数器、測定器など各種電気・電子計測機器 自動制御装置、自動販売機、運賃等自動収受機、電気・電子制御機器 音響機器、事務用機器、印刷機器、家庭用電気・電子機器</p> <p><u>生産システム自動化機器</u> <u>医療用具、医療用機械器具</u></p> <p>半導体、プリント配線板</p> <p>(2) } (現行どおり)</p> <p>(17) 2. (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、2億4千万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社が発行可能株式総数は、2億4千万株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについては、この限りでない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについては、この限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

(株式の取扱)

第8条 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主（実質株主を含む。以下同じ。）としての諸届、株券の再交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し公告する。  
2. 当社の株主名簿、実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。

(新設)

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  
2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 (条文省略)  
2. 株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか東京都各区内においてこれを招集することができる。

(招集者および議長)

第12条 (条文省略)

(新設)

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(新設)

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(削る)

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
2. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 (現行どおり)  
2. 当社の株主総会は、東京都で開催する。

(招集者および議長)

第15条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(削る)

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。

<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第16条 (条文省略)</p> <p>(選 任) 第17条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 <u>当会社の代表取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第21条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>取締役会の定める「取締役会規程」による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会) 第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める「取締役会規程」による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第22条 (条文省略)</p> <p>(選 任) 第23条 (条文省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任 期) 第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第25条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会) 第26条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規程) 第27条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会の定める「監査役会規程」による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p>

第 6 章 計 算

(営業年度および決算期)

第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日をもって決算期とする。

(利益配当金および除斥期間)

第29条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主、登録質権者または信託の受託者にこれを支払う。

2. 利益配当金が、支払開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。利益配当金には利息をつけない。

付 則

(経過措置)

第1条 第3条の変更については、平成17年12月1日をもって、効力を生じるものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間)

第35条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。配当財産が金銭である場合は利息をつけない。

(削る)